

教育厚生委員会会議録

日時 平成25年3月4日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後1時19分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 桜本 広樹
委員 臼井 成夫 望月 清賢 保延 実 仁ノ平尚子
久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 清水 武則

説明のため出席した者

教育委員長 小林 久 教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利
スポーツ健康課長 相原 正志 全国高校総体推進室長 半田 昭仁
学術文化財課長 高橋 一郎

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 鈴木 治喜
福祉保健総務課長 横森 梨枝子 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 田中 俊郎 衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

議題 (付託案件)

- 第45号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例中改正の件
- 第46号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例中改正の件
- 第47号 山梨県安心こども基金条例中改正の件
- 第48号 山梨県社会福祉施設等耐震化臨時特例基金条例中改正の件
- 第49号 山梨県障害者支援対策臨時特例基金条例中改正の件
- 第50号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例中改正の件
- 第51号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例中改正の件
- 第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時5分から午前10時46分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午前11時2分から午後1時19分まで福祉保健部関係(午前11時52分から午後1時2分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(青少年育成山梨県民会議助成費について)

桜本副委員長 教8、青少年育成山梨県民会議助成費で、先ほど行政評価の外部アドバイザーから指摘があつてということですが、どんな点を指摘されていたのか、もう一度具体的にお答えください。

近藤社会教育課長 県民会議につきましては平成23年9月10日の外部評価で、県民会議への補助金につきまして、県民会議が複雑かつ深刻な課題に対応できていない、また、類似の組織があり活動の実績に乏しい、補助金の占める人件費の割合が高いなどを理由に、3名のアドバイザーのうち2名が廃止、1名が要改善という厳しい評価を受けました。

桜本副委員長 役員の人件費ということですが、どのような組織構成で、どんな役員報酬の振り分け方をしていたのでしょうか。

近藤社会教育課長 役員はおりますけれども、役員報酬としては支払いはしておりません。

桜本副委員長 それでは、人件費等の中身を伺います。

近藤社会教育課長 人件費につきましては、事務局長と書記を雇っております、その2名分の費用でございます。

桜本副委員長 局長が幾らで、書記の方が幾らというように説明してください。そして、例えばほかのところではどのくらいの金額で、ほかと比べてどうだったのか、具体的な数字を挙げてもらえますか。

近藤社会教育課長 先ほど申しましたように、事務局長と事務の書記の2名を雇っております、事務局長の年間の手当は552万8,170円でございます。それから、書記の分の人件費が341万7,868円でございます。

桜本副委員長 類似の組織もあり、事業がかぶっているという指摘もあつたとのことですが、そういった類似のものとは比べ、あるいは評価しながら、この団体についてはいずれ解散というような考えなのでしょうか。あるいは、その類似する団体等とどのような事業の分け方をしていくのか、具体的な話が出ているのでしょうか。

近藤社会教育課長 県民会議の活動の重要性を鑑みまして、その存続を進める方向でございまして、その中で現在の法人維持は実際に難しいところがございますので、任意団体としてその継続を図ってまいります。

(韮崎射撃場汚染土壌除去検討費について)

桜本副委員長 続きまして、教12、県立射撃場の件でお伺いいたします。深度ごとの鉛の残存

量を把握するという事で、どんな点が補正予算に組み込まれているのですか。具体的に説明してください。

相原スポーツ健康課長 今回の調査については地下水位調査の結果が出ておりまして、大部分の箇所において除去することができる見込みにあるという結果になっております。それを受けまして次はどのように効率的に除去していくか、除去方法についての検討に入るところです。具体的に申し上げますと、除去方法の基本的な考え方につきましては、鉛の弾があるところについては極めて鉛濃度が高いという前提に立って、河川敷内に24カ所、それから、射場内に2カ所、調査ポイントを取りまして、その地表面からの鉛の下限深度を各ポイントにおいて調査し、その下限深度まで除去するということが、経費の節減を図りながら濃いところだけをとっていくことによる事業効果も期待できるということでございます。そういう調査をまず行っていき、鉛弾を中心とした除去を検討していくという感じでございます。

桜本副委員長 射撃場、そして周辺における具体的に検討されたポイント、あるいは、残存量というものはわかる形で公開してあるのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 汚染面積につきましては、平成24年1月に土壤汚染対策法上の要措置区域及び形質変更時届出区域に指定されておりまして、そのときの地表面上の汚染区域につきましてはトータルで5.6ヘクタールということになっています。深さのところにつきましては、平成23年10月に土壤汚染調査を行っておりまして、そのときにメッシュ状に400ポイント、40カ所のボーリングをしました。地上から1メートルごとに10ポイント、つまり40カ所の1ボーリング箇所当たり10カ所あるわけですが、トータルで400カ所について法定溶出量及び法定含有量調査を行っておりまして、ほぼ5.6ヘクタールで地表面から10メートルの深さの範囲の中に汚染があるということは確認されております。

桜本副委員長 私が質問したのは、射撃場と周辺の河川を含めた中で地図上にポイントが示してあって、そのポイントについての残存量がわかるような形になっているのかということです。課長の今の説明はわかるのですが、一般的な情報公開をした場合、地図上でそれが見える形になっていますか。

相原スポーツ健康課長 先ほどの土壤汚染調査の点につきましては平成23年10月に公表しておりますが、それは地図上という意味で公表はしていません。今、私が説明したとおりの内容になっているのですが、地図上でこの調査をしましたということについては公表しておりません。ただ、汚染箇所については立て札みたいなもので囲っていますので、そういう意味からすると現地へ行ってみるとわかるということですが、地図という点で公表しているかということであればそれは公表はしておりません。

桜本副委員長 現地へ行けばわかるということですがけれども、立入禁止区域になっているはずで。現地行って見てくださいなんて言われても、立入禁止区域をどうやって見に行くんですか。そういうことではなくて、やはり汚染ということは人体あるいは環境に影響あることですので、地図上で見える形にしておくということは、今後のこともあわせて大事なことです。行政側ではつくってあるけれども、公開するべきものではないとしているのか、あるいは、そこまで手当てしないのか、お答えください。

相原スポーツ健康課長 地図上で公表することについて、特別に差しさわりのあるものではないと考えております。御指摘を受けましたので公表することはできると思います。ただ、

今までなぜ公表してなかったという部分については、私は事情はわかりません。

桜本副委員長 課長がおっしゃったようにできるものはわかる形で公表していく。そして現状をわかる形で残しておくということが、安全・安心ということに関して非常に大切なことだと思います。繰越明許ということですが、わかっている範囲で来年度の細かいスケジュールを教えてください。

相原スポーツ健康課長 今のところ、どのような方法で除去していくかという検討をことしの12月までに調査をして、最終的に除去方法について基本的な方針を決定していきたいと考えております。除去方法の方針がまだ明確ではありませんので、それ以降のスケジュールまでは検討してないという状況でございます。

桜本副委員長 汚染されている土壌が、今、現在も残っているということで、一刻も早く調査を終えて土壌の除去に努めていただければと思います。

(青少年育成山梨県民会議助成費について)

仁ノ平委員 教8ページですが、先ほどの桜本委員の青少年育成県民会議助成費のことでちょっとわからないことがあったので、関連ということで教えてください。事務局長1名、書記1名でそれぞれ552万円、341万円というのは年間の報酬だと思いますが、勤務状況を教えてください。それぞれに週何日の勤務だったのでしょうか。

近藤社会教育課長 普通の正規職員と同じ勤務でございます。

仁ノ平委員 県職員と同じ月曜から金曜まで、1日約8時間という理解でよろしいですか。

近藤社会教育課長 そのとおりでございます。

仁ノ平委員 先ほどいずれ任意団体化という答弁がありましたが、ここに書かれている組織改編というのはこの任意団体化という理解でよろしいですか。

近藤社会教育課長 そのとおりでございます。

仁ノ平委員 減額補正ばかりの中、増額補正なのでちょっと気になるのですが、この173万円は組織改編に伴う経費だということですが、何に使われるのでしょうか。

近藤社会教育課長 御指摘の173万円につきましては先ほど申し上げましたように、任意団体化を進める中、正規の職員として雇っておりました職員につきましては、廃止するという方向で、その正規職員の廃止に伴う退職手当の増額でございます。

仁ノ平委員 そうですか。それで、これも先ほどの答弁の中で類似団体が幾つかあるのではという御説明でしたが、具体的にはどういう団体なのでしょうか。

近藤社会教育課長 青少年育成に取り組んでいる類似の団体ということで、今、協議をしているところでございますが、アドバイザー会議等ですと本県にあります青少年協会等が挙げられております。現在、対応中と御理解いただきたいと思います。

仁ノ平委員 わかりました。警察のほうにも類似団体があるかなという気もします。それで、予算額1,000万円からお二人の件費800万円余を引くと、これまで活動費

というのは少々だったなと思います。質問の順序が違うのですが、何をしてきた団体なのか改めてお聞かせください。

近藤社会教育課長 先ほど申し上げましたように、青少年育成に取り組んでまいりました団体でございますけれども、民間の活力と創造性を生かしまして県民運動を進めるために行政と民間が両輪となった形で総合推進体制を図るための組織として、昭和42年に設立されたものでございます。実際の取り組みといたしましては、挨拶・声かけ運動でありますとか、少年の主張、家庭の日・青少年を育む日を設定いたしまして、ポスターコンクールによるポスターの作成、青少年の非行被害防止県民大会の開催等を行っております。特に本年度につきましては、携帯・スマートフォンの普及が進んでいるということで、フィルタリング、また被害防止につきまして啓発運動等を行いました。

仁ノ平委員 最後になりますが、この170余万円は退職手当で、お二人はこの職員ではなくなって任意団体となる。そうなると、明年度以降、県とは関係があまりなくなると理解してよろしいですか。

近藤社会教育課長 これからも社会教育課は県民会議に関与していく予定でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

(休 憩)

主な質疑等 福祉保健部関係

※第45号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第46号 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第47号 山梨県安心こども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第48号 山梨県社会福祉施設等耐震化臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第49号 山梨県障害者支援対策臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第51号 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費について)

桜本副委員長 福8、長寿社会課の老人福祉施設整備費の中の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費についてお伺いします。先般、長崎でグループホームの火災が起きて大勢の尊い命が失われたわけですが、その件に関して山梨県内にはグループホームの施設は全体で何施設あるのでしょうか。

布施長寿社会課長 認知症高齢者グループホームにつきましては、施設数で63と承知しております。

桜本副委員長 スプリンクラーの設置基準を満たしていない施設等の中で、まだ未設置の施設は何施設ありますか。

布施長寿社会課長 63のうちで2つ未設置のところがあると承知しております。ただ、その2施設につきましては、消防法上の設置義務のない275平米未満の施設でございます。

桜本副委員長 消防法では基準に達していないから未設置で構わないということですが、県の対応として、基準を満たしていない施設についてはいかがお考えでしょうか。

布施長寿社会課長 この緊急基盤の補助金につきましては途中から国の要綱も改正されまして、設置義務のないところにつきましても補助対象とされることになったところがございます。消防法の基準未満のところにつきましても、安全性の確保を図っていく必要があると県でも考えておりまして、今後もまた指導等を行っていきたいと思っております。予算につきましては、また改めまして当初予算にも計上し、御審議いただく中で対応していきたいと考えております。

桜本副委員長 きょう、あす何が起こるかわかりませんので、ぜひ速やかにその2施設と協議を

して、入所されている方々の命を火災から守るという動きを早急にとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

布施長寿社会課長 委員御指摘のとおり急ぎ対応してまいりたいと思います。先日の火災を受けまして、国からも緊急の点検について指示がございます。特に小規模な地域密着型の施設につきましては、市町村が直接の指導監督に当たるところでもございますので、市町村にもその旨周知をいたしまして早急な対応を図ってまいりたいと思います。

(介護福祉士等確保対策費について)

桜本副委員長 続きまして、福の4ページの下段、介護福祉士等確保対策費が222万円余の減額で、事業実績見込額の減ということです。介護福祉事業に対しては緊急雇用創出という緊急性を帯びた雇用対策ということで、国・県も積極的に対応していると思いますが、事業実績見込額の減はどのくらいの人数的変動があるのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 介護福祉士等の確保対策費の222万9,000円の減につきましては、介護福祉施設等に「こういうふうな講習会をしますけれども、いかがですか」ということを4月当初に照会をしまして、それにつきまして「やりたいです」ということで手を挙げていただいたもので予算を組んでいます。それが昨年度までは同じ施設が何回もその研修を受けるということがございましたが、多くのところに研修を受けていただきたいということで、平成24年度から1施設につき研修を受けるのを2回までにさせていただいたところ、御希望が少なかったということで今回は少なくなっています。

(福祉人材センター設置運営費について)

桜本副委員長 介護福祉の現場では非常に人手不足ということで、求人の内容を見ると各施設が人材を確保したいといった動きになっております。そういった中で、例えば福祉人材センター設置運営費についても人件費が減となっておりますが、福祉人材センターがどのくらいの求職者に対して求人のあっせんをしているのか。その辺の推移について、県ではどのように分析されていますか。

横森福祉保健総務課長 求人の状況でございますけれども、平成23年度を申し上げますと有効求職者数は2,116名ございまして、有効求人数が6,956名ということで倍率では2.88倍になっております。紹介は紹介応募人数946名ということで、窓口紹介が179名、インターネットのほうは767名という数字になっておりまして、実際に紹介した中で採用された方は87名という数字になっております。

桜本副委員長 前回、質問したのですが、ハローワークは国の機関であるということ、そしてこの福祉人材センターは県の社会福祉協議会の中にあるということで、1つにまとめていただいたほうが、福祉施設等としては対応しやすいといった御意見も聞きます。例えば福祉人材センターから求職者が施設に回ってきたとしても、結局、助成金等の関係でハローワークから求人票をもらってきてくださいという形になるケースが非常に多い。先ほども教育委員会の関係であったのですが、業務が重複している部分がある。ハローワークと福祉人材センターの仕事が重なっているということを考えてみても、県の社会福祉協議会の事業から福祉人材センターの業務を外して、ハローワークに一括で任せたいほうが、事業所としては非常にわかりやすい、対応しやすいという声が出ていると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

横森福祉保健総務課長 委員がおっしゃることもごもつともでございますが、ハローワークは国の機関、それから、福祉プラザにあります人材センターは県からお願いをしているところでございます。福祉人材センターは名前のおり福祉関係全般を専門に扱っているということでございまして、そうした中で各地のハローワークで求人を特別にやる際には、そちらのほうからまた福祉の関係専門ということで窓口を開いたり連携をとってやっておりますので、求人者の方々には多くの機会が与えられていると思っています。

桜本副委員長 一方、事業所のほうでは同じようなことを国と県で分かれてやる必要がないのではないかと一括して1つのところできちっと対応していただいたほうがいいのではないかといた声もあります。今後、県と国の中で省けるものは省くという考え方も大事であります。今聞いた中でも87人の実績ということですが、介護の現場からすれば非常に少ない数字だと感じます。国に任せるところは国でやる、あるいは、国でできないものは全部、県のほうでやらせてくださいというように、重なっているところは省くといった考え方をぜひ持っていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 土橋 亨